

# 教育・保育等の提供に係る 「区域」の設定と「量の見込み」について

平成26年5月2日  
津市健康福祉部 子育て推進課



## 「区域」の設定について

### 1 定義

#### 子ども・子育て支援法（第61条第2項）

子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を定め、その区域ごとにおいて、次の事項を定めることとしている。

#### ●教育・保育提供区域ごと

- ①各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数
- ②各年度の特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数
- ③教育・保育の量の見込み・提供体制の確保内容・その実施時期
- ④各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供体制の確保内容・その実施時期

#### 子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）

小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な「教育・保育提供区域」を定める必要がある。

#### ●「教育・保育提供区域」は

- ①地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

- ②地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。ただし、教育・保育の「支給認定区分」ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

### 需給調整

●地域型保育事業に関する認可の申請があった場合

- 申請者が適格性、認可基準を満たせば、原則認可する。
- ただし、区域における教育・保育の「利用定員の総数」（供給）が、事業計画で定める「量の見込み」（需要）に既に達しているか、認可によってこれを超えると認めるときは、認可をしないことができる。



需給調整

「量の見込み」（需要） > 「利用定員の総数」（供給） ⇒ 原則認可

「量の見込み」（需要） < 「利用定員の総数」（供給） ⇒ 需給調整

## 2 「区域」設定と量の見込み

### 子ども・子育て支援事業計画における記載イメージ

#### 教育・保育

〇〇区域		1年目			2年目			3年目		
		3-5歳 教育標準 時間認定 (1号)	3-5歳 保育認定 (2号)	0-2歳 保育認定 (3号)	3-5歳 教育標準 時間認定 (1号)	3-5歳 保育認定 (2号)	0-2歳 保育認定 (3号)	3-5歳 教育標準 時間認定 (1号)	3-5歳 保育認定 (2号)	0-2歳 保育認定 (3号)
①量の見込み(必要利用定員総数)		300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
②確保の内容	認定こども園・幼稚園・保育所 (教育・保育施設)	300人	200人	80人	300人	200人	120人	300人	200人	150人
	地域型保育事業			20人			30人			50人
②-①		0人	0人	▲100人	0人	0人	▲50人	0人	0人	0人

#### 地域子ども・子育て支援事業

〇〇区域

地域子育て支援拠点事業		1年目		2年目		3年目	
①量の見込み		3,000人	(10ヶ所)	3,000人	(10ヶ所)	3,000人	(10ヶ所)
②確保の内容		3,000人	(10ヶ所)	3,000人	(10ヶ所)	3,000人	(10ヶ所)
②-①		0人		0人		0人	

放課後児童健全育成事業		1年目		2年目		3年目	
①量の見込み		800人	(20ヶ所)	800人	(20ヶ所)	800人	(20ヶ所)
②確保の内容		600人	(16ヶ所)	700人	(18ヶ所)	800人	(20ヶ所)
②-①		▲200人(4ヶ所)		▲100人(2ヶ所)		0人	

以降5年目まで記載

## 「量の見込み」について

### 1 基本的な考え方

#### 子ども・子育て支援法（第61条第2項）

子ども・子育て支援事業計画において、次の事項を定めることとしている。

#### ●教育・保育提供区域ごと

- ①教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ②地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期



内閣府より平成26年1月20日「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」（ニーズ調査票の『必須項目』を元に具体的な量の見込みを算出するための手引き）が示された。

※国の手引きは、市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの標準的な算出方法を示すもの

## 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

### ①教育・保育関係（4区分）

種別	対象		該当する施設
教育標準時間認定	1号 (3-5歳)	専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭	認定こども園・幼稚園
保育認定①	2号 (3-5歳)	共働きだが幼稚園利用のみの家庭	幼稚園
保育認定②		共働き家庭等	認定こども園・保育所
保育認定③	3号 (0-2歳)	共働き家庭等	認定こども園・保育所 地域型保育

### ②地域子ども・子育て支援事業関係（8事業）

- |              |                                     |            |
|--------------|-------------------------------------|------------|
| ◆時間外保育事業     | ◆放課後児童健全育成事業                        | ◆子育て短期支援事業 |
| ◆地域子育て支援拠点事業 | ◆一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり・その他） |            |
| ◆病児保育事業      | ◆子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）     |            |
| ◆利用者支援事業     |                                     |            |

※13事業のうち、ニーズ調査結果を活用して算出する事業は8事業。乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・妊婦健康診査事業はニーズ調査結果によらずに推計。残り2事業は量の見込みを算出しない事業。

## 2 『就学前教育・保育』の量の見込みの考え方

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）（抜粋）

量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成しようとするときにおける当該市町村に居住する子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。

具体的には、教育・保育の利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌標準を参考として、次に掲げる区分ごとに、それぞれ次に掲げる必要利用定員総数を定める。

- 区分 . . . ① 1号（3-5歳 教育標準時間認定） ※特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む  
② 2号（3-5歳 保育認定）  
③ 3号（0歳、1-2歳 保育認定）

### 《量の見込みの参酌標準》

事項	内容
1号（3-5歳・教育標準時間認定）	満3歳以上の小学校就学前子どもの数から、2号（3-5歳保育認定）の数を除いた数を基本として、保護者の利用希望等を勘案して、計画期間内における必要利用定員総数を設定
2号（3-5歳・保育認定） 及び3号（0-2歳・保育認定）	認定区分ごとに、現在の保育の利用状況（認可外保育施設の利用及び幼稚園の預かり保育の定期的な利用を含む。）を基本として、保護者の利用希望等を勘案して、計画期間内における必要利用定員総数を設定

## アンケート結果からの具体的算出方法

### (1) 家庭類型の分類

#### ①家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（就労時間：月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
タイプC'	フルタイム×パートタイム（就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム （就労時間：双方が月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
タイプE'	パートタイム×パートタイム （就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
タイプF	無業×無業

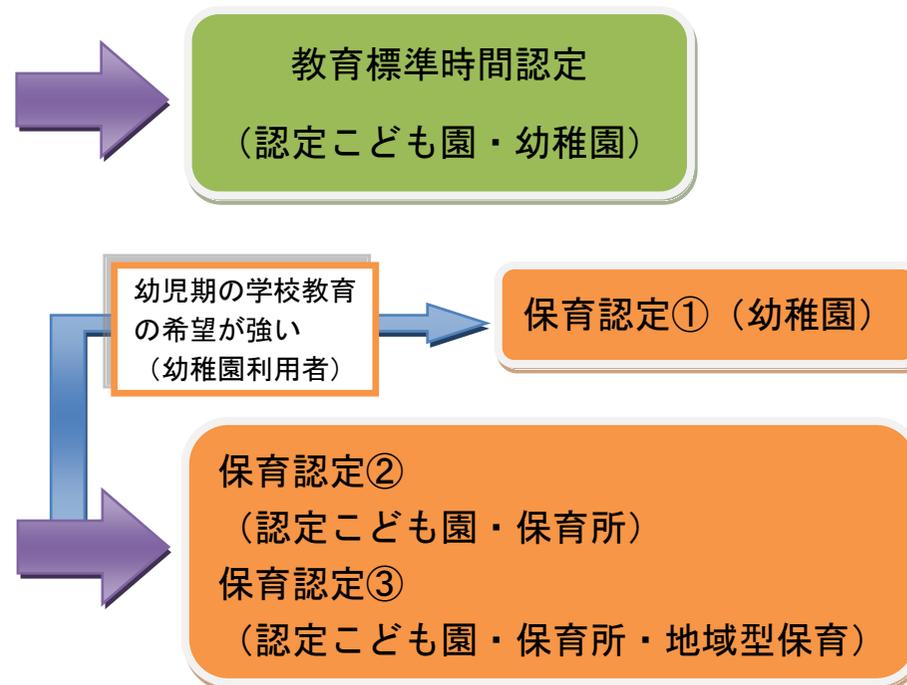
②クロス集計によるタイプBからFの設定

父親		母親	1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない	
			120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満				
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中			タイプB	タイプC	タイプC'				
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上		タイプC	タイプE			タイプD		
	120時間未満 下限時間以上								
	下限時間未満		タイプC'		タイプE'				
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプD			タイプF		

### ③家族類型と認定区分の関係

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプC´	フルタイム×パート（短）
タイプD	専業主婦（夫）家庭
タイプE´	パート×パート（いずれか短）
タイプF	無業×無業

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パート（短）
タイプE	パート×パート（双方が長）



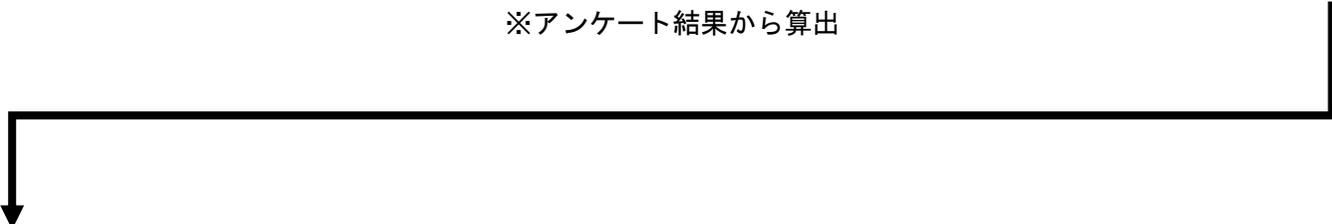
※パートタイム（長）・・・就労時間が「月120時間以上」の人と「下限時間～120時間」の人の一部  
 パートタイム（短）・・・就労時間が「月下限時間未満」の人と「下限時間～120時間」の人の一部

(2) 教育・保育の量の見込みの標準的な算出方法 (1号~3号共通)

① 推計児童数と潜在家庭類型をクロスし、家庭類型別児童数を算出

$$\boxed{\text{推計児童数 (人)}} \times \boxed{\text{潜在家庭類型 (割合)}} = \boxed{\text{家庭類型別児童数 (人)}}$$

※アンケート結果から算出



② 家庭類型別児童数と利用意向率をクロスし量の見込みを算出

$$\boxed{\text{家庭類型別児童数 (人)}} \times \boxed{\text{利用意向率 (割合)}} = \boxed{\text{量の見込み (人)}}$$

※アンケート結果から算出

### 3 『地域子ども・子育て支援事業』の量の見込みの考え方

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）（抜粋）

量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成しようとするときにおける当該市町村に居住する子ども及びその保護者の地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。

具体的には、例えば一時預かり事業の量の見込みについては、現行の一時預かり事業に加え、幼稚園における預かり保育の利用状況や利用希望を踏まえるなど、地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌標準※を参考として、事業の種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこと。

## 各事業の量の見込みの算出対象となる家庭類型

事業種別		算出の対象となる家庭類型	
時間外保育事業		共働き家庭等 (タイプA・B・C・E)	
放課後児童健全育成事業			
子育て短期支援事業		全家庭	
地域子育て支援拠点事業		全家庭	
一時預かり事業	幼稚園在園児対象	1号認定利用 (教育標準時間認定)	専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭 (タイプC'・D・E'・F)
		2号認定利用 (保育認定)	共働きであるが幼稚園利用のみの家庭 (タイプA・B・C・E)
	在園児対象型を除く		全家庭
病児保育事業		共働き家庭等 (タイプA・B・C・E)	
子育て援助活動支援事業	就学前	全家庭	
	就学後	全家庭	

※算出方法は基本的に教育・保育の量の見込みと同じだが、利用意向の考え方は事業により異なる。

推計児童数(人) × 潜在家庭類型(割合) = 家庭類型別児童数(人)

家庭類型別児童数(人) × 利用意向あるいは利用意向率 = 量の見込み

